

赤十字は、 動いている！

+ SAVE365

Japanese
Red Cross Society

知らなかった！

赤十字は、災害が起きた時に駆けつけるだけじゃないんだ。

365日、それぞれの部門がそれぞれの場所で動き続けているんだね。

災害に備えた訓練、知識や技術の普及、

物資の整備、医療現場や海外での活動などなど、

すべてが人を救うことにつながっている。

このかけがえのない日常を支える赤十字の日々の活動を、

私が伝えていきます。



Japanese
Red Cross Society

TEAM
SAVE365

一緒に、救える。

活動資金へのご協力を、よろしくお願いいたします。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

滋賀県支部

「命を救う」赤十字 ～ご支援のお願い～

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい。」という、いつの時代も変わることもない思いを胸に、一人でも多くの命を救うため活動しています。



苦しむ人を、救う

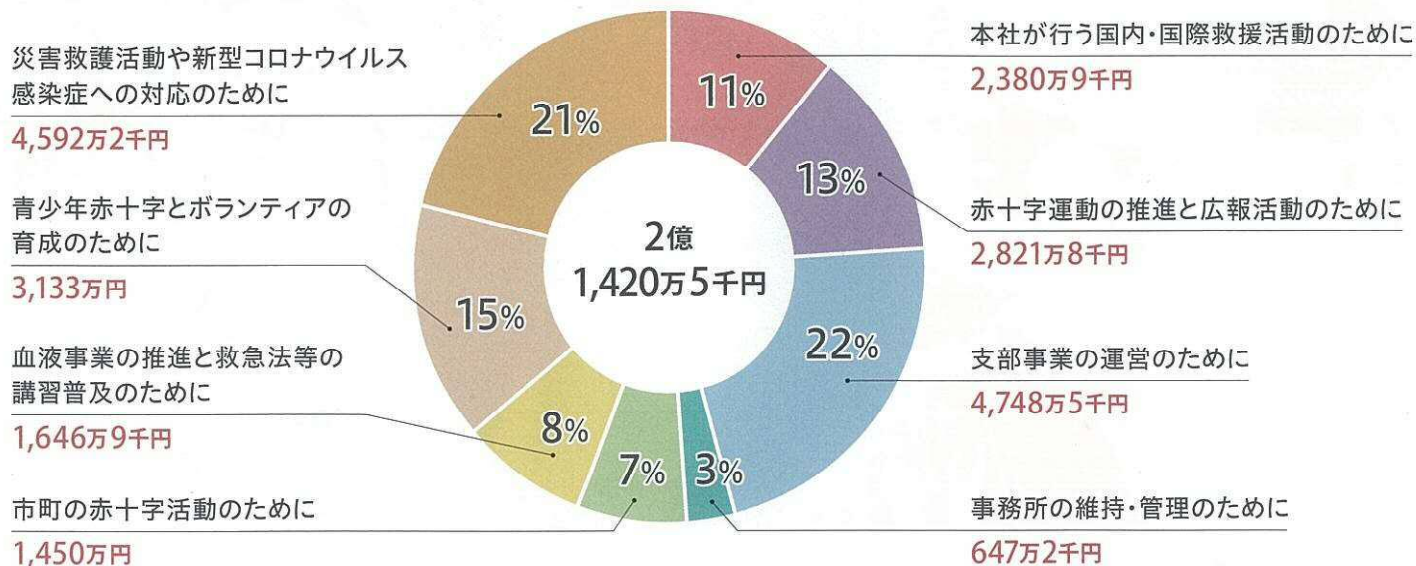
災害が発生したとき、いち早く被災地に赴き、被災者の医療救護や避難所での生活支援、こころのケアなど様々な活動をととして苦しむ人を救う活動を行います。

災害に、備える

赤十字が培ってきた過去の災害での経験を活かし、様々な災害を想定した救護訓練を実施し、災害時に避難所等で必要になる救援物資などを備蓄しています。

皆さまからお寄せいただく資金(寄付)で次の活動を行います。

令和5年度 活動資金の使いみち



※医療事業・血液事業は、それぞれ診療報酬や血液製剤の供給収益などを主な財源として活動しています。

いのちをつなぐ赤十字活動

国内災害救護

災害時にいち早く救護活動を行えるよう、日頃から救護資機材の整備や救護員の養成など災害に対応できる体制を整えています。



赤十字ボランティア

滋賀県内では、約13,000人の赤十字奉仕団員が、赤十字が目指す人道の実現に向けて様々な活動を行っています。



国際活動

紛争や自然災害、病気などで苦しむ世界中の人びとを救うため、192の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かして活動しています。



救急法等の講習

応急手当ての方法や病気・けがの防止など命と健康を守るための知識と技術を普及する活動を展開しています。



青少年赤十字

県内222の加盟校(園)で、子どもたちが自分で「気づき」「考え」「実行する」力を育んでいます。



看護師の養成

大津赤十字看護専門学校では、赤十字の基本理念に基づいた看護に関する幅広い知識・能力を備えた赤十字看護師の養成に努めています。



医療事業

大津・大津志賀・長浜各赤十字病院は、公的医療機関として救急医療や感染症への対応、周産期母子医療など質の高い医療の提供に努めています。



血液事業

滋賀県赤十字血液センターでは、日々輸血を必要とする人たちに安全な血液製剤を届けられるよう努めています。



社会福祉

支援を必要とする方々が個人の尊厳を持って、自立した生活を送れること、また、安心して元気に生活できるよう、地域における福祉活動を行っています。



こうした「命を救う」活動を続けるためには、皆さまからのあたたかい、継続したご支援を必要としています。

さまざまな方法で赤十字活動資金にご協力いただけます。

日本赤十字社へのご寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

地域でのご協力

町内会・自治会などを通じてご協力をお願いしているほか、年間を通じて県内各市町の赤十字担当窓口からもご協力いただけます。

口座振替によるご協力

希望月に、ご登録いただいた金融機関の口座から自動引き落としでご協力いただけます。

クレジットカードによるご協力

お手持ちのクレジットカードでご協力いただけます。

インターネットで検索
またはQRコードから

日赤 寄付



金融機関からのご協力

日本赤十字社滋賀県支部まで専用振込用紙(手数料無料)をご請求ください。

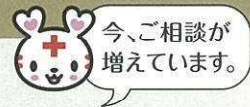
! 郵便局・ゆうちょ銀行では窓口で備え付けの振込用紙もご利用いただけます。*手数料無料

口座番号: 00940-8-266602

加入者名: 日本赤十字社滋賀県支部

遺産の寄付をお考えのみなさまへ

思いを託す。未来へ繋ぐ。



近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

日本赤十字社では、その尊い思いに応えるため、遺贈(遺言による寄付)や相続財産寄付を承っております。

日本赤十字社への遺贈・相続財産寄付に関する資料請求、お問合わせは、日本赤十字社滋賀県支部にご連絡ください。

遺産の寄付に相続税はかかりません

日本赤十字社滋賀県支部へ遺贈された財産および相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。

遺贈について

遺言による方法で、財産の受取人を日本赤十字社とし、その用途を日本赤十字社滋賀県支部の事業と指定することで、滋賀県における赤十字活動に役立てることができます。

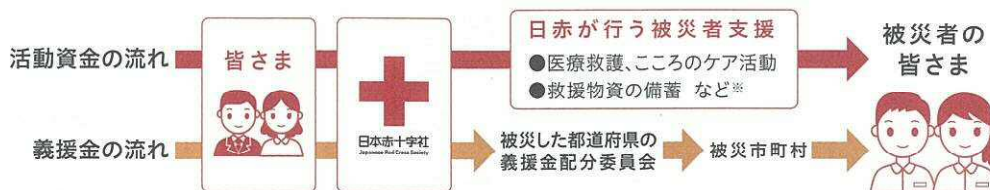
詳細を記したパンフレットをご用意しております。



被災者に届ける2つの支援 ~赤十字活動資金と義援金の違い~

活動資金…日本赤十字社の活動を通じて被災者を支えます。

義援金…全額が被災された皆さまに届けられます。



*その他、救急法等の講習普及、ボランティアや青少年の育成などに役立てられます。

表彰制度の概要

特別社員

毎年(2,000円以上)
または一時・数次で20,000円以上

支部長表彰状

一時または累計で100,000円以上

銀色有功章

一時または累計で200,000円以上

金色有功章

一時または累計で500,000円以上

お問い合わせ先

発行:  **日本赤十字社** 滋賀県支部
Japanese Red Cross Society

〒520-0044 大津市京町四丁目3番38号
TEL 077-522-6758
<https://www.jrc.or.jp/chapter/shiga/>

